

岩手県告示第65号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第5条第1項の規定による届出について、同条例第8条第5項の規定により、次のとおり説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての届出者の見解の報告があった。

平成26年1月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の名称 株式会社コメリ
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）コメリパワー北上店 北上市藤沢15地割121番2ほか
- 3 報告の概要
 - （1）説明会で述べられた意見 施設周辺で交通渋滞が生じないような対策を検討してほしい。
 - （2）当該意見についての届出者の見解 関係機関と協議を行った上で検討したい。
- 4 関係書類の縦覧の期間及び場所
 - （1）期間 平成26年1月31日から同年2月28日まで
 - （2）場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び県南広域振興局経営企画部並びに北上市役所、花巻市役所、奥州市役所、西和賀町役場及び金ケ崎町役場